

○北海道防衛局における会議に関する達

北海道防衛局達第20号

改正 平成24年4月6日北海道防衛局達第6号

改正 平成24年10月26日北海道防衛局達第15号

改正 平成29年3月31日北海道防衛局達第2号

改正 令和3年3月29日北海道防衛局達第7号

北海道防衛局における会議に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北海道防衛局長 山中 美樹

北海道防衛局における会議に関する達

(通則)

第1条 北海道防衛局（以下「局」という。）において定期に開催する会議は、別に定めるもののほか、この達の定めるところによる。

(局議)

第2条 局業務の能率的運営を図るため、局議を設置する。

2 局議は、局長、次長、各部長、防衛補佐官、会計監査官、企画部次長、調達部次長、総務課長、会計課長、地方調整課長、調達計画課長、業務課長及び報道官をもって構成し、必要に応じ関係職員を出席させることができる。

3 局議は、原則として週1回開催するものとし、必要に応じ随時開催することができる。

4 原則として、局議のうち毎月1回は拡大局議とし、第2項の定める者のほか帯広防衛支局長及び千歳防衛事務所長をもって構成する。

5 局議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 局業務の運営及び管理方針の決定
- (2) 重要業務の処理
- (3) 予算の執行状況
- (4) 表彰等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、局長の指定するもの
(主務課長会議)

第3条 局内各部間に関連する事項について、事務的に問題を検討、調整し、業務の遂行に資するため、主務課長会議を設置する。

2 主務課長会議は、総務課長、会計課長、地方調整課長、調達計画課長及び業務課長をもって構成し、必要に応じ関係職員を出席させることができる。

3 主務課長会議は、原則として週1回開催するものとし、必要に応じ随時開催することができる。

4 主務課長会議は、次の各号に掲げる事項について検討、調整する。

- (1) 局議において指示された事項又は局議に提案する事項
- (2) 重要と思われる情報に対する対策
- (3) 各部間に関連する主要な問題
- (4) 主要な行事
- (5) 各部間の応援態勢
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(会議の主宰及び庶務)

第4条 第2条に掲げる会議にあつては局長が、第3条に掲げる会議にあつては総務課長がそれぞれ主宰し、会議の庶務は、総務課が行うものとする。

(実施細目)

第5条 この達の実施に関し必要な細目は、総務部長が定めることができる。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月6日北海道防衛局達第6号)

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成24年10月26日北海道防衛局達第15号）
この達は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日北海道防衛局達第2号）
この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日北海道防衛局達第7号）
この達は、令和3年4月1日から施行する。